



トーマツ

令和元年10月2日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 - 事業継続力強化計画 策定の手引き

目次

0. 手引きの構成

1. 事業継続力強化計画に係る認定申請書様式

2. 制度の概要

- (1) 事業継続力強化計画認定制度とは
- (2) 制度活用の流れ
 - ・計画認定を受けられる対象企業
 - ・準備から認定まで

3. 計画策定の手順

- (1) 申請に向けた検討ステップ
- (2) 単独型申請書様式の記載方法

4. ご利用可能な支援措置

- (1) 金融支援
- (2) 税制措置

5. よくあるご質問

6. ホームページ・問い合わせ先

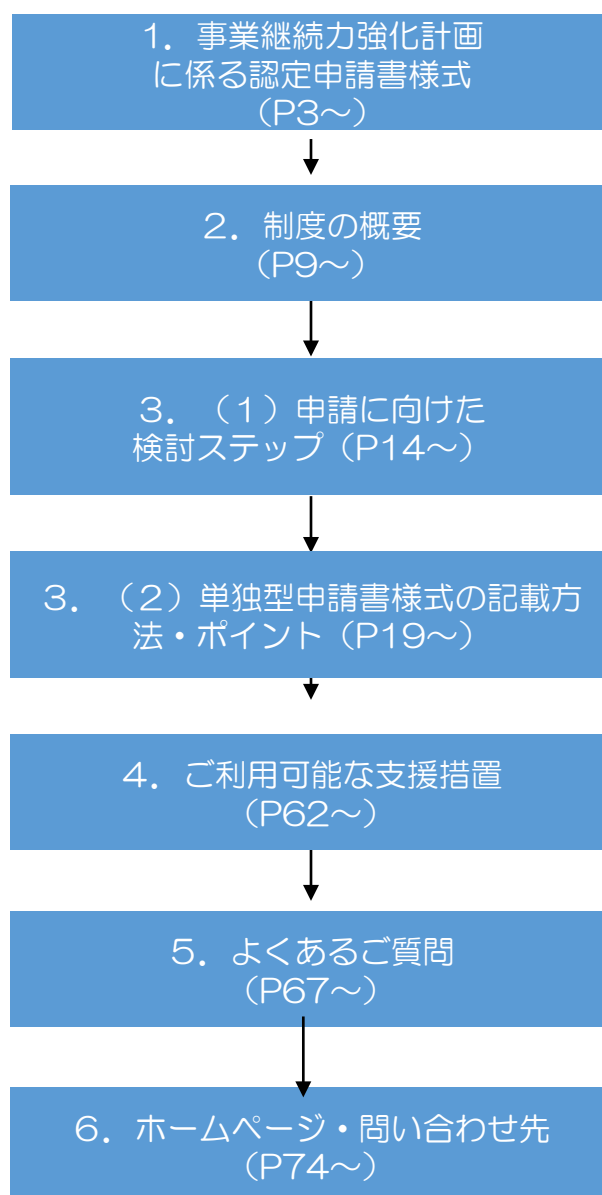
0. 手引きの構成

O. 手引きの構成

「事業継続力強化計画」は、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するものです。本計画を作成、申請し、経済産業大臣より認定された事業者は、当該計画実施に資する助成制度（税制や金融の支援等）を受けることができます。

「事業継続力強化計画」の申請は、単独の企業で作成・申請する「事業継続力強化計画」と、複数の企業が連携して計画・申請する「連携事業継続力強化計画」があります。

本手引きでは制度概要に加え、単独型の「事業継続力強化計画」に関する事項について解説します。



1. 事業継続力強化計画認定申請書様式

1. 事業継続力強化計画に係る認定申請書様式

事業継続力強化計画認定申請書様式は以下のURLからダウンロードすることが出来ます。<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>
事業継続力強化計画の申請様式等の欄から、「事業継続力強化計画申請書様式【記入用】」をダウンロードいただき、本手引きの「3 計画策定の手順」を参考に、必要事項を記入してください。

様式第20

事業継続力強化計画に係る認定申請書

記載方法参照
P20

年 月 日

殿

住 所

名 称

代表者の役職及び氏名

印

中小企業等経営強化法第50条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

1. 事業継続力強化計画に係る認定申請書様式

〇 手続きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

(別紙)

事業継続力強化計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称

代表者の役職名及び氏名

資本金又は出資の額

常時使用する従業員の数

業種

法人番号

設立年月日

記載方法参照
P21

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要		記載方法参照 P22
事業継続力強化に取り組む 目的		記載方法参照 P23
事業活動に影響を与える 自然災害等の想定		記載方法参照 P24～
自然災害等の発生が 事業活動に与える影響	(人員に関する影響) (建物・設備に関する影響) (資金繰りに関する影響) (情報に関する影響) (その他の影響)	記載方法参照 P26～

1. 事業継続力強化計画に係る認定申請書様式

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保			
				記載方法参照 P32～
2	非常時の緊急時体制の構築			記載方法参照 P35～
3	被害状況の把握 被害情報の共有			記載方法参照 P37～
4	その他の取組			

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	記載方法参照 P40～
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	記載方法参照 P42～
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	記載方法参照 P48～
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	記載方法参照 P51～

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

1. 事業継続力強化計画に係る認定申請書様式

〇 手続きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2) の項目	取得 年月	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	

記載方法参照
P53～

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

記載方法参照
P55～

1. 事業継続力強化計画に係る認定申請書様式

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

記載方法参照
P57～

4 実施時期

年 月～ 年 月

記載方法参照
P59

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

記載方法参照
P60～

6 その他

(1) 関係法令の遵守（必須）

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

(2) その他事業継続力強化に資する取組（任意）

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※1）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301 認証（※2）を取得しています。	
中小企業 BCP 策定運用指針に基づき BCP を策定しています。	

（※1）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※2）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格

記載方法参照
P61～

必要事項の記載が終了しましたら、以下URLより【チェックシート】をダウンロードいただき、記入した上、様式と併せて各地方経済産業局にご提出ください（P12参照）。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

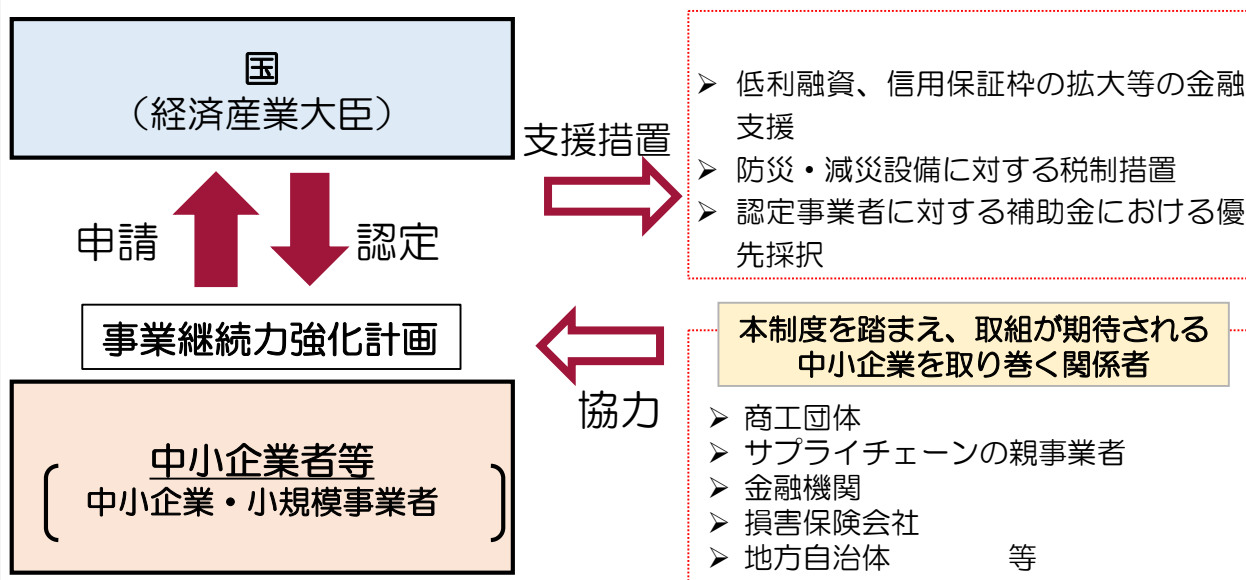
2. 制度の概要

2. (1) 事業継続力強化計画認定制度とは

制度の概要

「事業継続力強化計画」とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、支援措置（例えば設備投資への税制優遇など）を受けるために、将来的に行う災害対策などを記載するものです。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができます。

計画に記載する取組は、例えば、災害時における従業員の避難・被害状況把握、災害時における社内体制の設定などの初動対策に加え、人員、設備、資金繰り、情報保全などで必要な対策の検討、従業員への訓練や計画の見直し等の実効性の確保などを計画に盛り込むこととなります。



制度利用のポイント

【ポイント1】 防災・減災対策として必要な取組を計画として盛り込むものです。

①企業の概要（連携型の場合は連携企業の概要）、②自然災害が事業活動に与える影響の認識（被害想定等）、③初動対応の内容、④事前対策の内容、⑤事前対策の実効性の確保に向けた取組などを申請書に記入することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】 計画認定後には、計画実行を支援する以下の施策の活用が可能です。

○税制優遇…認定計画に従って取得した一定の設備等について、取得価額の20%の特別償却を受けることができます（詳細はP65,66を参照）。

○金融支援…日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠など、計画の取組に関する資金調達について支援を受けることができます（詳細はP63,64を参照）。

○予算支援…計画認定を受けた事業者は、ものづくり補助金等の一部の補助金において審査の際に、加点を受けられます。

2. (2) 制度活用の流れ（認定を受けられる対象企業）

認定を受けられる「中小企業者の規模」

（中小企業等経営強化法
第2条第1項）

業種分類		中小企業等経営強化法 第2条第1項の定義	
		資本金の額又は 出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数
製造業その他*		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令 指定 業種	ゴム製品製造業**	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します

** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

「中小企業者」に該当する法人形態等について

企業組合、協業組合、事業協同組合等についても、下記に該当する者は事業継続力強化計画の認定を受けることができます。

- ① 個人事業主
- ② 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び土業法人）
- ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

※①、②については、上記表に該当する必要があります。④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～④）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

※税制優遇の対象となる企業は、認定を受けられる対象企業の全てではありませんので、注意が必要です（詳細はP65,66を参照）。

2. (2) 制度活用の流れ（準備から認定まで①）

全体像

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

金融支援、税制優遇を受ける場合には、関係機関（日本政策金融公庫や税務署等）に対し、適用対象者の要件や手続き等を事前に確認することをお勧めします。
※金融支援、税制優遇についてはP63～P66をご参照ください。

2. 事業継続力強化計画の策定

- ①「単独型」「連携型」のどちらを提出するのかご判断いただきます。
※グループ会社等複数で申請する場合は、連携型となります。自社以外が全て中小企業者以外の場合は単独型となります。
- ②「基本方針」及び「作成指針」を踏まえて、本手引きを参照しながら事業継続力強化計画を作成してください。
※基本方針及び作成指針はこちらからダウンロードできます。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

3. 事業継続力強化計画の申請・認定

- ① 各経済産業局長宛てに必要な書類を下記宛先に提出ください。
- ② 認定を受けた場合、各経済産業局等から認定通知書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで約45日かかります。）

申請先		住所		電話番号	担当都道府県
北海道経済産業局	中小企業課	〒060-0808	北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783	北海道
東北経済産業局	中小企業課	〒980-8403	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(B棟)	022-221-4922	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局	中小企業課	〒330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0321	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局	中小企業課	〒460-8510	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748	愛知、岐阜、三重、富山、石川
近畿経済産業局	中小企業課	〒540-8535	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6023	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局	中小企業課	〒730-8531	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5661	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局	中小企業課	〒760-8512	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局	経営支援課	〒812-8546	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5592	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局	中小企業課	〒900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	098-866-1755	沖縄

4. 事業継続力強化計画の開始、取り組みの実行

税制優遇・金融支援等を受け、事業継続力強化計画の取組を実行していただきます。

2. (2) 制度活用の流れ（準備から認定まで②）

申請に必要な書類

- ① 申請書（原本）
- ② チェックシート
- ③ BCP等の参考書類がある場合は、その書類
※BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）を既に策定済である等、事業継続の取組が既にある場合は、その取組がわかる書類を参考として添付いただき、申請書ではそちらを参照する旨記載いただく形で申請いただくことが可能です。
- ④ ①～③の電子データ（PDFファイル）が格納されているCD-R
- ⑤ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

変更申請とは

- 認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る事業継続力強化計画を変更しようとするとき（設備の追加取得や連携対象企業の追加等）は、経済産業政省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を改めて受けなければなりません。必要書類を担当窓口までご送付ください。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第50条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた事業継続力強化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。
- 様式は以下のURLからダウンロードできます。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

変更申請に必要な書類

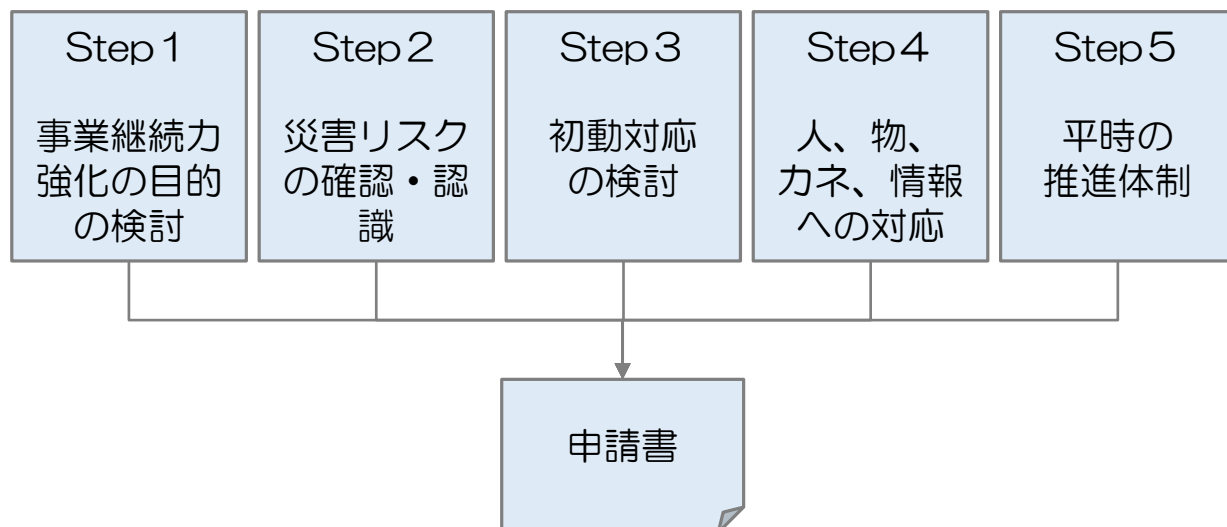
- ① 変更申請書（原本）
- ② 事業継続力強化計画（変更後）
（認定を受けた事業継続力強化計画を修正する形で作成してください。変更・追加部分について変更点が分かりやすいように下線を引いてください。）
- ③ 実施状況報告書
- ④ 旧事業継続力強化計画認定書の写し
- ⑤ 旧事業継続力強化計画の写し（認定後返送されたもののコピー）
（変更前の計画であることを、計画書内に手書き等で記載してください）
- ⑥ ①～⑤の電子データ（PDFファイル）が格納されているCD-R
- ⑦ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）
- ⑧ 変更申請用チェックシート

3. 計画策定の手順

3. (1) 申請に向けた検討ステップ①

5つの検討ステップ

申請にあたり、主に以下の5つのステップを通じて申請書を作成します。



【STEP1 事業継続力強化の目的の検討】

- ✓ 事業継続力の強化を図るうえで、まずはその**目的を考えることが重要**です。
 - ① 近年、中小企業の事業活動に大きなダメージを与える大規模災害が相次いで発生しています。
 - ② また、IT化の進展等により事業環境の変化が加速しており、事業断絶に伴う機会損失は従来と比べて大きなものになっています。
 - ③ このため、一度、自然災害が発生すると、**「従業員やその家族」、「顧客や取引先」、「地域の方々」等に大きな影響**が及ぶことになります。
- ✓ 事業継続力強化の第1ステップは、「何のためにこの取組を行うのか」を明らかにすることから始まります。
- ✓ 目的を記載する際は、事業継続力強化計画作成指針（以下参照）に基づき、自らの事業継続力強化が、自然災害等が起こった際に、経済社会に与える影響の軽減に資する観点を踏まえて、記載してください。

※以下、事業継続力強化計画作成指針抜粋（第1ーロ）

事業継続力強化の目的については、イの自らの事業活動が担う役割を踏まえつつ、事業継続力強化に当たっての基本的な考え方を検討した上で、サプライチェーンや地域経済全体に与える影響や、従業員に対する責務等、自らの事業継続力強化が自然災害等による経済社会的な影響の軽減に資する観点から、記載するものとする。

3. (1) 申請に向けた検討ステップ②

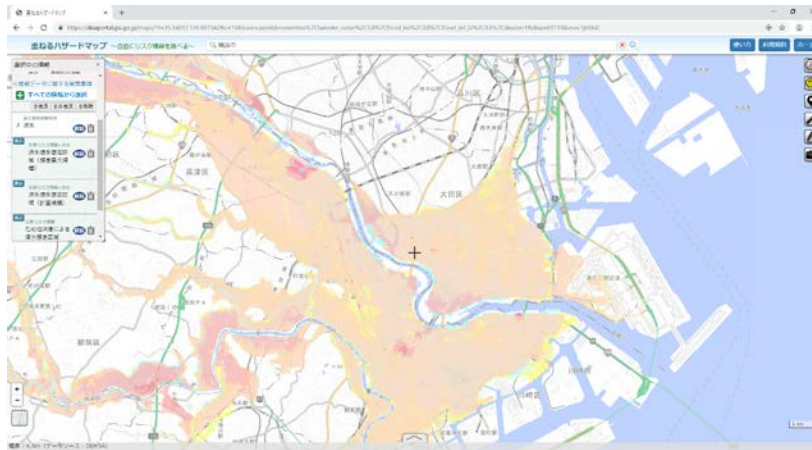
【STEP2 災害リスクの確認・認識】

- ✓ ハザードマップなどを活用しながら、まずは事業所・工場などが立地している地域の災害リスクを確認・認識しましょう。

■ハザードマップ

- ・地域の自治体HP
- ・国土交通省ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・J-SHIS（地震ハザードステーション） <http://www.i-shis.bosai.go.jp/>

＜国土交通省ハザードマップ（洪水）の例＞



浸水の想定区域が着色されています。これを基に、自社、取引先などの立地が、どのような被害となりそうかを予測します。また、周辺道路が災害時にも利用できそうか、電気、水道、ガス等も継続利用が可能かという点を推測するための基礎資料としても活用できます。

- ✓ このような被害想定を基に、「ヒト（人員）」「モノ（建物・設備・インフラ）」「カネ（リスクファイナンス）」「情報」の四つの切り口から自社にどのような影響が生じるかを考えます。

【STEP3 初動対応の検討】

- ✓ 次に、災害が発生した直後の初動対応を検討します。この際、個別の企業においては、以下の取り組みが求められます。
 - ① 人命の安全確保
 - ② 非常時の緊急時体制の構築
 - ③ 被害状況の把握・被害情報の共有

3. (1) 申請に向けた検討ステップ③

【STEP4 ヒト、モノ、カネ、情報への対応】

✓ STEP2で検討したヒト、モノ、カネ、情報への影響を踏まえ、どのような対策を実行することが適当か検討します。例えば、以下の取組が考えられます。詳細は本手引きのP39～を参照ください。

- ① 社員の多能工化を進める
- ② 設備の耐震化
- ③ 保険の加入
- ④ バックアップデータの取得

【STEP5 平時の推進体制】

✓ 事業継続力の強化においては、平時の取組が大切です。平時から繰り返し取り組むことで、緊急時においても落ち着いて、適切に対応することができるようになります。平時の取組の検討にあたっては、以下の点に留意することが大切です。

- ① 経営層の指揮の下、事業継続力強化計画の内容を実行すること（平時の推進体制に経営陣が関与すること）
- ② 年に一回以上の訓練を実施すること、そして取組内容の見直しを定期的に実施すること

3. (1) 申請に向けた検討ステップ④

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

【既に事業継続計画（BCP）等を策定済みの場合】

- 既に自社にて事業継続計画（BCP）等を作成済みの場合は、下記の記載例を参考に記入してください。
- 事業継続計画（BCP）等は、該当部分を参考書類として申請書に添付してください。
- 添付するBCPには、従業員等や取引先の連絡先、工場等の避難経路、重要な設備・機材一覧等が記載されたものを全て添付する必要はありません。BCPにおいて、申請書の項目に該当する取組概要が記載されている箇所のみとし、一覧表等については、項目が書かれた部分のみ（機密情報は塗りつぶし）としてください。

記載方法（良い例）

策定済みBCPの該当部分を転記の上、添付した策定済みBCP該当ページを記載する

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難	発災直後	Xxを避難場所として定めてあり、従業員に対してはポスター等により掲示している。避難場所までの経路に問題がないかどうか、総務部で半年に一度確認している。(添付BCP Pxx参照)
		従業員の安否確認	発災直後	-----
		生産設備の緊急停止方法	発災直後	-----
		顧客への対応方法	発災直後	-----

記載方法（悪い例）

必要事項を記載せず、該当箇所の参照ページのみを記載する

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難	発災直後	添付BCP Pxx参照
		従業員の安否確認	発災直後	-----
		生産設備の緊急停止方法	発災直後	-----
		顧客への対応方法	発災直後	-----

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

認定申請書の入手方法

申請書様式類は中小企業庁の公式HPからダウンロードしてください。

事業継続力強化計画の申請様式等

申請にあたっては、以下(1)～(5)を主たる事務所が所在する地域を管轄している経済産業局等にご提出ください。

- (1)以下掲載の事業継続力強化計画申請様式(原本一部)
- (2)必要な場合は参考書類(既に作成しているBCP等一部)
- (3)以下掲載のチェックシート(原本一部)
- (4)返信用封筒(A4の認定通知書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付してください。)
- (5)上記(1)～(3)の電子データが格納されているCD-R

- 事業継続力強化計画申請様式
【記入用】(WORD形式: 34KB)  (令和元年9月5日更新)
【チェックシート】(EXCEL形式: 25KB)  (令和元年9月17日更新)

- 連携事業継続力強化計画申請様式
【記入用】(WORD形式: 41KB)  (令和元年9月5日更新)
【チェックシート】(EXCEL形式: 26KB)  (令和元年9月17日更新)

- 認定事業継続力強化計画変更申請書様式(WORD形式: 38KB)  (令和元年8月14日更新)

- 認定連携事業継続力強化計画変更申請書様式(WORD形式: 45KB)  (令和元年8月14日更新)

事業継続力強化計画策定の手引き

※更新箇所については、本手引きの最終ページに記載されているお問い合わせ先までご連絡ください。

 事業継続力強化計画策定の手引き (PDF形式: 1,736KB)  (令和元年9月17日更新)	 連携事業継続力強化計画策定の手引き (PDF形式: 2,078KB)  (令和元年9月17日更新)
---	---



ダウンロードの方法

以下のHP（中小企業庁の公式HP）にアクセスし、ダウンロードしてください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

(中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営安定支援・BCP → 事業継続力強化計画)

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

認定申請書（表紙）の記載方法

認定申請書（表紙）には申請者の住所、氏名、代表者の役職及び氏名を記載します。

様式第20

事業継続力強化計画に係る認定申請書

申請日を記載してください

年 月 日

主たる事務所が所在する都道府県を管轄する各経済産業局長としてください（P12）

殿

住所 氏名 代表者の役職及び氏名 印

省略等はせず、正式名称で記載してください

実印である必要があります

中小企業等経営強化法第50条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができます。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



注意点

- ✓ 氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。
- ✓ 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

1. 名称等

申請企業の基本情報を記入します。

1 名称等

フリガナ
事業者の氏名又は名称 _____
代表者の役職名及び氏名 _____
資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____
業種 _____
法人番号 _____ 設立年月日 _____



注意点

- ✓ 事業者の氏名又は名称にはフリガナを記載してください。
- ✓ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合は記載不要です。（法人番号がない事業者は「法人番号なし」と記載）
- ✓ 業種は日本標準産業分類の中分類を記載してください。
（日本標準産業分類コード：<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>）
※判断に迷われる際は、最寄りの経済産業局等にお問い合わせください。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

2. 事業継続力強化の目標 - 自社の事業活動の概要

どのような事業を営んでいるのか事業活動の概要を記載します。

記載例

自社の事業活動の概要	業種等を記載するとともに、地域経済やサプライチェーンにおける位置づけなどを記載する。 ◆記載例 (電子部品の製造・販売の場合) 当社は、主に大手電機メーカーA社の〇〇部品の製造を担っており、当該部品の過半数のシェアを握るなどサプライチェーン上の重要な役割を担っている。 (野菜等の小売業の場合) 当店は、地域において野菜を主に販売しており、一般顧客だけでなく、地域の複数の飲食店へ野菜を卸しており、当店が早期復旧しないと、これら飲食店への影響を及ぼす。 (コンビニ店の場合) 当店は、地区唯一のコンビニであり、物販等の販売だけでなく、宅配便の取次、公的機関への料金収納や、代金収納なども実施しており、当店が早期復旧しないと、地域住民の生活に支障が生じるおそれがある。
------------	---



考え方

- ① 自社がどのような事業を営んでいるのかを、分かりやすく簡潔に記入してください。
- ② 業種等に加え、自らの事業活動が担う役割（サプライチェーンで重要な部品を卸している、地域の経済・雇用を支えている等）を検討したうえで記載してください。



注意点

- ① 業種等に加え、自らの事業活動が担う役割について、サプライチェーンにおける役割または地域経済などにおける役割の記載がない場合、計画書の不備として認定の対象とはなりません。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

2. 事業継続力強化の目標 - 事業継続力強化に取り組む目的

目的は社是などと同様のもので、災害時、自社はどう行動していくかという意思表示のようなものです。何を目的として事業継続力の強化を図るのかを検討し、記載します。

記載例

事業継続力強化に取り組む目的	下記3点を目的に、事業継続力強化に取り組む。 1. 自然災害発生時において、人命を最優先として、社員と社員の家族の安全と生活を守る。 2. 地域社会の安全に貢献する。 3. 部品の供給の継続、又は早期の再開により、お客様への影響を極力少なくする。
----------------	--



考え方

- ① 自社が担う役割を踏まえつつ、下記の観点について自社の理念等と照らし合わせて考えてください。
- ② 事業継続力強化計画作成指針第1ー口（P15参照）の考えに基づき、自社が被災した場合のサプライチェーンや地域経済への影響度や、従業員に対する会社の姿勢について、可能な限り具体的に記載してください。
 - ・ 従業員やその家族に対する責務
 - ・ 自社の企業理念や経営方針
 - ・ 顧客・取引先や地域経済に対する影響
 - ・ 事業継続力強化に当たっての理念や基本的な方針



具体例

- ・ 人命（従業員・顧客）を守り、地域社会の安全に貢献する
- ・ 自社の経営を維持するとともに、取引先への影響を軽減する
- ・ 供給責任を果たし、顧客からの信用を守る
- ・ 従業員の雇用を守り、地域の活力を支える
- ・ サプライチェーン全体への影響を軽減させる
- ・ 社会からの要請に応える

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

2. 事業継続力強化の目標 - 事業活動に影響を与える自然災害等の想定

自社の拠点のうち、事業活動を継続するにあたって必要な拠点について、事業活動に影響を与える自然災害を1つ以上想定します。

記載例

事業活動に影響を与える自然災害等の想定	(記載例その1) 当社の事業拠点は〇〇県〇〇市にあり、 ・ 今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が19.5% (J-SHIS地図参照)。当該地震による津波が20cm。 ・ 水災時に20cm～50cmの浸水 (〇〇市ハザードマップ参照)。 が予想される地域である。 また、例年、年に数回、台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害も想定される。 (記載例その2) 当社の事業拠点における事業活動に影響を与える主な自然災害は、所在地の自治体が発行するハザードマップで確認。 ・ ●●県●●町: 震度6以上の地震が想定される、浸水想定地域 1m以上浸水 ・ ●●県●●市: 震度5強以上の地震が想定される。 ・ ●●県●●市: 特に大規模地震や水害の想定がない地域である。
---------------------	--



考え方

- ① ハザードマップやJ-SHIS（地震ハザードステーション）等を確認し、想定される自然災害等を記載してください。
- ② 自然災害等の想定にあたっては、自社の事業活動に甚大な影響を与える可能性が高い自然災害を一つ以上記載してください。
- ③ 複数の拠点を持つ場合、個々の拠点ごとの詳細な被害想定までは不要です。
- ④ 地震については、予想震度や津波の予想高さ、水害については浸水の予想高さ等を具体的に記載してください。
- ⑤ 間接被害（主要な取引先が〇〇災害が想定される地域に所在しているなど）による影響が想定される場合は、そのような影響を記載してください。



注意点

- ✓ 事業活動を継続するにあたって必要な拠点について、事業活動に影響を与える1つ以上の自然災害を検討します（全ての自然災害を網羅する必要はありません）。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

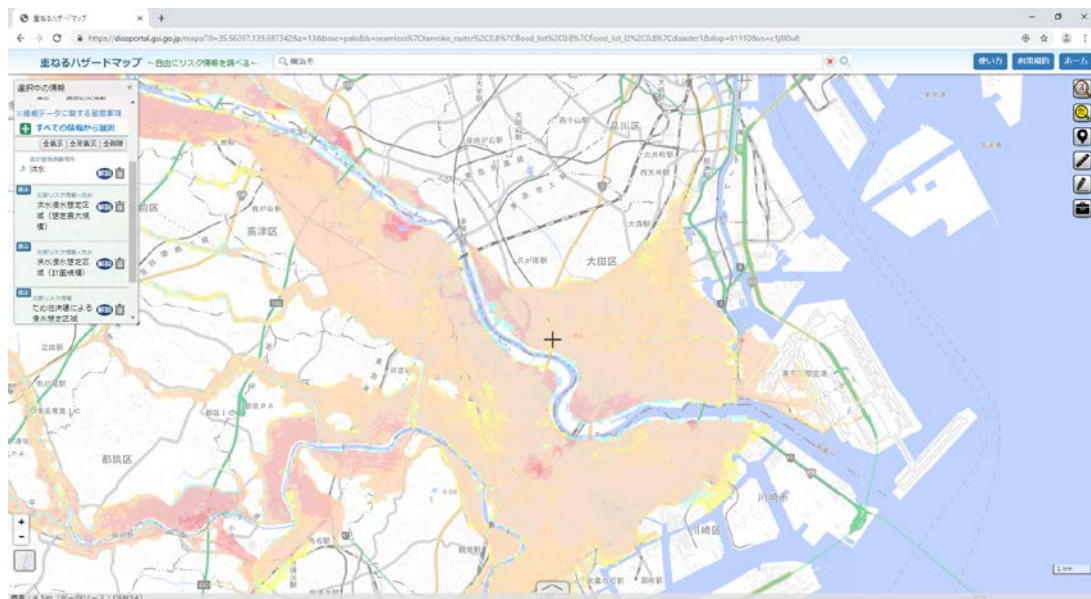
ハザードマップの確認方法

ハザードマップの確認方法について解説します。

＜ハザードマップの入手方法＞

- 地域の自治体HP
- 国土交通省ハザードマップポータルサイト：<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- J-SHIS（地震ハザードステーション）：<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

＜国土交通省ハザードマップ（洪水）の例＞



- 浸水の想定区域が着色されています。
- ハザードマップに基づき、自社、取引先などの立地状況を確認し、どの程度の被害となりそうかを確認します。
- また、ハザードマップは、災害時の周辺道路の利用確認や、電気、水道、ガス等の継続利用の可否を想定する基礎資料としても活用できます。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

2. 事業継続力強化の目標 - 自然災害の発生が事業活動に与える影響（ヒト、モノ）

想定される自然災害が、どのような影響を及ぼすかを5つの項目（人、モノ、金、情報、その他）から検討します。

記載例

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度6弱の地震であり、その被害想定は下記の通り。 (人員に関する影響) 営業時間中に被災した場合、設備の落下、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。また、公共交通機関が停止すれば、従業員が帰宅困難者となるほか、夜間に被災した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。 これら被害が事業活動に与える影響として、復旧作業の遅れ、事業再開時において、特定の従業員が専属で担当していた部分について業務再開が困難となること、生産量が減少することなどが想定される。 (建物・設備に関する影響) 事業所の建物は、新耐震基準を満たしているため、揺れによる建物自体への直接被害は軽微。一方、設備は、停電が発生すれば、一時的に停止。また、揺れにより生産機器が損傷するほか、配管や配線類が断裂する。津波が発生すれば、中間財や生産済の在庫も損傷するおそれ。 インフラについては、電力・水道は1週間程度、都市ガスは2週間程度、供給が停止するほか、公共交通機関は1週間ほど機能不全となるおそれ。 これら被害が事業活動に与える影響として、生産ラインの全部又は一部の停止などが想定される。
---------------------	--



考え方

- ① P24で想定した自然災害のうち、最も大きな被害が想定される自然災害を対象として、事業活動に与える影響を想定します。
- ② P29以降の事象リストと、脆弱性リストを参考にし、自社に当てはめて事業活動に与える影響を考えてみましょう。
- ③ また、自社だけではなく取引先の被災やインフラなどの影響を検討することも重要です。



注意点

- ✓ 必ずしも最も大きな災害と言えずとも、数週間～数か月程度、災害の影響が及ぶような甚大な災害を対象として検討することも可能です。
- ✓ 項目によって影響がほとんどない場合は、自社の業態・規模、所在地域の特性、従来からの対策による効果など、影響を受けない背景を記載してください。

参照：事象リストP29
脆弱性リストP30

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

2. 事業継続力強化の目標 - 自然災害の発生が事業活動に与える影響（カネ、情報、その他）

想定される自然災害が、どのような影響を及ぼすかを5つの項目（人、モノ、金、情報、その他）から検討します。

記載例

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	(資金繰りに関する影響) 資金繰りについては、設備の稼働停止や営業停止によって営業収入が得られないことで、運転資金がひっ迫するおそれ。建物・設備に被害が生ずる場合にあっては、これらの復旧費用が必要となる。 これら被害が事業活動に与える影響として、円滑な資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することや復旧費用を捻出できないことが想定される。 (情報に関する影響) オフィス内にあるサーバー（顧客情報、財務資料、設計図面などを保管）が浸水すれば、バックアップしているデータ以外は喪失するおそれ。 これら被害が事業活動に与える影響として、重要な情報が喪失すれば、取引先への支払、売掛金の回収、取引先からの注文の受託や納品した機器等のメンテナンス対応などが困難となることが想定される。 (その他の影響) 取引先の被災や公共交通機関の影響により、1週間程度、原料である鋼材の調達に困難になれば、最終製品の出荷が不可能になるおそれ。 これら被害が事業活動に与える影響として、取引先と約定通りの、製品納入を行えないなどの事態が想定される。
---------------------	--



考え方

- ① P24で想定した自然災害等の発生により、カネ（資金）、情報、その他（インフラ障害や取引先の被災等による間接被害）の観点から、自社の事業活動に与える影響を検討し、記載してください。
- ② 影響を考える際は次ページ以降を参考にしてください。
- ③ その他には、インフラによる影響、風評被害における影響、自社は直接被害がないが取引先の被災による影響などが考えられます。



注意点

- ✓ 必ずしも最も大きな災害と言えずとも、数週間～数か月程度、災害の影響が及ぶような甚大な災害を対象として検討することも可能です。
- ✓ 影響を受ける可能性が低い場合は、例えば、「影響度合いを検討した結果、自社においては既に災害を想定した保険に加入しているため、影響を受けない」等、影響を受けないと判断した理由を記載してください。

被害想定の方

ここでは「事象」と「脆弱性」を使った影響の考え方を解説します。

事象と脆弱性

- ① 事象：自然災害によって全般的に発生する事象
（例）地震により大きな揺れに見舞われる
大雨・洪水・高潮・津波により浸水する
ガスが停止する
高速道路が通行止めとなる 等
- ② 脆弱性：有事の際に想定しうる、事業継続を阻害する自社の弱点
（例）緊急時に適切な対応を取れるメンバーが限られている
予想される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない
保険等による建物や設備破損等への補償が不十分である
データのバックアップを実施していない 等

影響の考え方

事象と脆弱性を考慮した際に、自社が受けると想定される内容が「影響」です。ここでは、「事象」と「脆弱性」を掛け合わせて考えていただきます。

（例）

- ① 事象：地震により大きな揺れに見舞われる
- ② 脆弱性：予想される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない
- ③ 影響：××地震等により、震度××以上の揺れに見舞われた場合、△△の耐震対策が行われていないため、建物が倒壊する

次ページ以降で「事象」「脆弱性」について例示していますので、二つを掛け合わせて自社の想定される「影響」を考えてください。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

事象リスト

想定される自然災害から事象例を記載しています。「事象リスト」と次頁「脆弱性リスト」を掛け合わせ、どの様な事業活動に与える影響が発生するのかを検討してみましょう。

区分	事象
地震	地震により大きな揺れに見舞われる
水害	大雨・洪水・高潮・津波により浸水する
	土砂が敷地内に流れ込む
風害	強風が生じる
火災	火災が生じる
ライフライン	停電する
	ガスが停止する
	断水する。（上下水道が利用停止となる）
	通信障害により電話・メール・インターネットが利用できない
交通	電車が止まる
	高速道路が通行止めになる
	一般道が通行止めになる
	港湾が利用停止になる
	空港が利用停止になる
	落橋が生じる
供給不足	食料、物資が不足する
	燃料が不足する

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

脆弱性リスト (1/2)

「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の観点から脆弱性例（想定される自然災害の例）を記載しています。前ページの「事象リスト」と掛け合わせ、事業活動に対し、どのような影響が発生するのかを検討してみましょう。

区分	脆弱性	災害の種類
ヒト	在宅・リモートで実施できない業務がある	全て
	業務スキルを有したメンバーが限られている	全て
	業務の実施に当たり多数の人員を必要とする	全て
	災害対策に関して最新の情報が不足している、緊急時に協力先が限られている	全て
	緊急時に適切な対応を取れるメンバーが限られている	全て
モノ	従業員数に対し、十分な量の物資を備蓄していない	全て
	上下水道の停止に備えた対策が行われていない	全て
	出火する可能性のある電気設備に対して出火防止の対策が行われていない	全て
	ガス、火気、化学物質を用いており、揺れや浸水による二次災害の防止策が行われていない	全て
	自社設備が使用不可になった場合の対応策（代替拠点、代替生産先など）が検討されていない	全て
	取引先が災害対策を行っていない	全て
	事業に必要な資源の調達先を把握していない	全て
	非常時における電源の確保策を行っていない	全て
	非常時の輸送手段が確保されていない	全て
	予測される震度に対し、建物への耐震対策が行われていない	地震
	予測される震度に対し、設備への耐震対策が行われていない	地震

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

脆弱性リスト (2/2)

区分	脆弱性	災害の種類
モノ	ガラスの破損に備えた対策が行われていない	地震
	照明、天井の落下に備えた対策が行われていない	地震
	高所からの重量物落下に対して対策が行われていない	地震
	浸水対策が行われていない	水害
	浸水想定よりも低い位置に物品が保管されている	水害
カネ	保険等による建物や設備損壊等への補償が不十分である	全て
	災害直後の運転資金に対する補償が不十分である	全て
	事業停止に備え、共済などへの加入を実施していない	全て
	資金の積み立て未実施により、災害時に使える現金がない	全て
情報	浸水の想定に対し、システムが適切な場所に設置されていない	水害
	データのバックアップを実施していない	全て
	バックアップデータを近隣の施設で保管している	全て
	在宅・リモートによる業務環境を構築していない	全て
その他	物流の混乱に備えた代替ルートが確保されていない	全て
	取引先の被災に備えた物資の備蓄等を行っていない	全て

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

3-(1). 自然災害等が発生した場合における対応手順 - 1

災害の発生直後の初動対応のうち、従業員の安全確保は、事業継続に向けて非常に重要なポイントとなります。

記載例

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難	発災直後	- 自社拠点内の安全エリアの設定 - 社内の避難経路の周知・確認 - 避難所までの経路確認
		従業員の安否確認	発災直後	- 安否確認システムの導入 - 従業員の連絡網の整備 (携帯電話番号、メールアドレス、SNS等)
		生産設備の緊急停止方法	発災直後	緊急時の機器停止手順の周知・確認
		顧客への対応方法	発災直後	顧客の避難場所の周知、誘導体制の確立



考え方

- ① 「人命の安全確保」として、次頁以降の推奨項目について対応ができているか確認してください。未対応の場合は推奨事項を優先的に対応することを推奨します。
- ② 上記①の推奨事項を既に対応済みの場合、次頁の対策事例を参考にして、自社の状況と、今後取り組むべき対応を検討してみましょう。
- ③ 平時から利用している連絡先一覧など、平時の取り組みを災害対応として活用することも重要です。



注意点

- ✓ 「従業員の避難」と「従業員の安否確認」については必ず記載する必要があります。
- ✓ 申請にあたっては、連絡網などの詳細なリストの添付までは不要です。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

人命確保に向けた取り組みの例（1/2）

人命の確保に向けた取り組み例として、具体的な対策例を掲載いたしました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	小区分	具体的対策事例	推奨	コスト	必要期間
1	従業員の避難	自然災害に備え、社内の〇〇や社外の△△を避難場所・安全エリアとする ※社内の第一工場、地域の公民館等	●	-	1時間～
2		従業員・来訪者に対する避難誘導手順を作成する	●	-	1週間～
3		従業員を対象に、〇〇により、避難経路・避難場所を周知する ※朝礼、ポスター、訓練等	●	-	1週間～
4		自然災害の初動対応のため、〇〇を備蓄する ※＜安全の確保＞ヘルメット、長靴、手袋、雨合羽、担架、ゴムボート、拡声器等		ヘルメット 1,000円 ～/1個	1日～
5	従業員の安全確認	安否確認に向け、従業員の連絡先リスト（電話番号、メール、SNS等）を作成する	●	-	1日～
6		安否確認に向け、〇〇の利用方法を従業員に周知する。 ※災害用伝言ダイヤル「171」や、「災害用伝言板」等		-	1日～
7		〇〇等を用いた安否確認システムを導入する。 ※LINE、SNS等		LINE 無料 LINE Works 1ID 200円/月	1週間～

3. (2) 単独型計画策定のポイント

人命確保に向けた取り組みの例（2/2）

#	小区分	具体的対策事例	推奨	コスト	必要期間
8	生産設備の 緊急停止 方法	生産設備の緊急停止手順をあらかじめ確認する	●	-	1週間～
9		従業員に対して停止手順を周知する	●	-	1週間～
10		緊急停止の訓練を実施する		-	1週間～
11		〇〇の緊急停止に関する手順書を作成する ※生産設備、点検設備、検査設備等		-	1ヶ月～
12		二次災害の危険性を生じさせる〇〇等は、災害時の安全を配慮して保管する ※化学物質(アルミ粉末)や有害物質(重金属、硫酸、油等)等		-	1ヶ月～
13	顧客への 対応方法	顧客の避難経路、避難場所を設定する また、自社社員による避難誘導の手順を検討する	●	-	1週間～
14		(小売・サービス業等)放送設備がある場合は、店内放送により顧客を誘導する手順を検討する		-	1日～
15		(小売・サービス業等)トイレ、エレベーター等に関じ込められた者がいないかを確認する手順を検討する			1日～

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-1. 自然災害等が発生した場合における対応手順 - 2~4

災害の発生直後に向けて、社内の緊急体制の整備や被害状況の把握方法を確認しておくことは、事業継続に向けて非常に重要なポイントとなります。

記載例

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
2	非常時の緊急時体制の整備	代表取締役社長を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ	発災後1時間以内	- 設置基準の策定 - 災害対策本部の体制整備等
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況、生産・出荷活動への影響の有無の確認 当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地元の市当局、商工会に報告	発災後12時間以内	- 被害情報の確認手順の整理 - 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等
4	その他の取組	-----	-----	-----



考え方

- ① 「非常時の緊急時体制整備」、「被害状況の把握と被害情報の共有」、「その他の取組」として、次頁以降の推奨項目について対応ができているか確認してください。未対応の場合は推奨項目を優先的に対応することを推奨します。
- ② 上記①の推奨項目を既に対応済みの方は、次頁の対策事例を参考に、今後取り組むべき対応を検討してみましょう。
- ③ 平時の取組を活用することも重要です。
 - 【非常時の緊急時体制の整備】
 - 既存の経営会議（社長、専務、各部門長）に非常時の緊急体制に関する役割を追加することが考えられます。なお、非常時にこれらメンバーに連絡を取れない場合の代替体制も決めておくことも必要です。
 - 【被害状況の把握】
 - 平時から取引先との間で問題が発生際に、社長までの報告体制が社内ルール等で整備されている場合、当該報告体制を活用して災害時の自社工場等の被害状況を把握することも可能です。



注意点

- ✓ 「非常時の緊急体制の整備」、「被害状況の把握」、「被害情報の共有」については必ず記載いただくことが必要となります。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

非常時の緊急時体制の整備の例

非常時の緊急時体制の整備に向けた取り組み例として、具体的な対策例を掲載いたしました。これらを参考に、今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	小区分	具体的対策事例	推奨	コスト	必要期間
1	非常時の緊急時体制の整備	災害対策本部の要員として、事業所から〇〇km圏内に住む者を予め選定する		-	1時間～
2		災害対策本部の構成要員、班の役割を定める	●	-	1週間～
3		災害対策本部の設置基準を決定する 例えば、 〇〇地区にて1)震度〇以上の地震が発生した場合、2)大規模な水害の危険性が予測され災害対策本部長が必要と認めたとき、3)気象庁より特別警報が出されたときなど	●	-	1時間～
4		災害発生時の参集基準を定める		-	1時間～
5		上位者の不在時に備え、代行して意思決定を行う代行者を定める		-	1時間～
6		災害対策本部を設置した際の社内への周知方法を定める		-	1週間～

〇手引きの構成

1申請書

2制度の概要

3計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4支援措置

5よくあるご質問

6問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

被害状況の把握、被害情報の共有の例

被害状況の把握、被害情報の共有に向けた取り組み例として、具体的な対策例を掲載いたしました。これらを参考に、今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	小区分	具体的対策事例	推奨	コスト	必要期間
1	被害情報の把握	どの事業所の被害状況について、誰がどのような情報を把握し、把握した情報をいつまでに、社内の誰に伝えるのか、あらかじめ取り決める	●		1週間～
2		気象情報・防災情報（避難勧告・指示の発令状況など）を入手するための手段を整理しておく ※主な気象情報・防災情報の獲得ソース ・気象庁 HP（各種気象情報、警報、潮位等） ・国土交通省 HP（ハザードマップポータル、川の防災情報等） ・各自治体の防災ポータルサイト 等		-	1時間～
3		警察、消防、各種指定公共機関（電力、ガス、水道など）へ問い合わせるための連絡先リストを作成する		-	1時間～
4		民間気象予報会社などによるアラート配信サービスを利用する		20,000円～/月	1日～
5		災害時にも連絡が可能となるよう、〇〇と〇〇など複数の通信手段を確保する ※＜通信手段の確保の例＞ 複数社の携帯電話、PHS、IP電話、Skype・Line等の音声通話、衛星携帯電話、MCA無線		100,000円～/個（衛星携帯電話）	1週間～

3. (2) 単独型計画策定のポイント

#	小区分	具体的対策事例	推奨	コスト	必要期間
6	被害情報の共有	社内で取り纏めた情報のうち、顧客及び関係者の誰に対して、どのような情報を、何時間後までに共有するのか、あらかじめ取り決める。		-	1週間～
7		主要な顧客、取引業者の連絡先リストを作成する。	●	-	1週間～
8		顧客及び関係者に対し、被害状況、復旧見通し等の情報の伝達手段として〇〇を定める。 ※HPの更新、SNSの活用等		-	1週間～
9		HPやSNSの更新は複数の担当者が実施できるようにする。		-	1日～

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-2. 事業継続力強化に資する対策及び取組 - A～D

各経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）について、
A～Dに事前対策の取組案を記入してください。

その際、A～Dの全てについて記入する必要はなく、自社にとって、
事業継続上どのような対策を講じることが特に有効であるか、
という観点で検討してください。

例えば、自社にとって重要な業務は何か、その業務はどのような
自然災害により停止してしまうか、等を考える事が有効です。

A	自然災害が発生した場合における 人員体制の整備	<現在の取組> ● _____ ● _____		P40～
		<今後の計画> ● _____ ● _____		

B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	<現在の取組> ● _____ ● _____		P42～
		<今後の計画> ● _____ ● _____		

C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	<現在の取組> ● _____ ● _____		P48～
		<今後の計画> ● _____ ● _____		

D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	<現在の取組> ● _____ ● _____		P51～
		<今後の計画> ● _____ ● _____		

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-2. 事業継続力強化に資する対策及び取組 - A

災害発生後も事業を継続するために、ヒト（人員体制の整備等）に関する対策をあらかじめ検討します。

記載例

A	自然災害が発生した場合における 人員体制の整備	<現在の取組> • 現在、具体的な対策は行っていない。
		<今後の計画> • 事業所から10km圏内に居住する社員を緊急参集担当に任命する。非常時に職員が参集できるよう、緊急参集担当には、電動機付き自転車を貸与する。 • 自然災害時を想定して、社員の多能工化を進める。この取組は、増産対応が必要な場合にも有効に機能する。 • 他地域(〇〇県〇〇市)の自社工場との間で、人員融通のための体制を整備する。また、これらの取組が有効に活用できるよう、平時から複数の工場間の人事交流を行う。



考え方

- ① 「現在の取組」に現在自社で行っている「ヒト」に関する取組を記載してください。
- ② P30で検討した自社の「脆弱性」を確認してください。次頁を参考に自社の脆弱性に対応に必要な対応策を検討し、「今後の計画」に記載してください。
- ③ 平時から利用できるものを活用していくことも重要です。
- ④ 余裕のある事業者は、以下の観点から追加で対応策を検討してください。
 - 業務を継続するためには、どのようなスキルを持った人材が必要でしょうか。
 - 災害直後から全従業員の参集が必要でしょうか。
 - 従業員の居住地、交通網の被害想定などを踏まえると、現実的に参集可能なメンバーは何名くらいでしょうか。
 - 平時から有効な対策（従業員の多能工化を進めるなど）も、有効な対策の一つです。



注意点

- ✓ 「事業継続力強化に資する対策及び取組」欄はA～Dの内一つ以上、記載が必要です。事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、自社の事業継続上必要な項目や、対策が十分ではない事項を検討しましょう。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

自然災害が発生した場合における人員体制の整備の例

ここでは事業継続力強化に資する対策及び取組を策定する際の参考として、具体的な対策例を掲載しました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	出勤しないと実施不可な業務がある	会社の近隣に居住する従業員の〇〇人を緊急参集要員として任命する	-	1時間～
2	特定の人にしかできない業務がある	〇〇など、社員の多能工化を進める ※経理業務を複数の担当者が実施できるよう人事異動・研修を行うなど	-	1ヶ月～
3	多くの人員を必要とする業務がある	株式会社〇〇（親事業者等）に対し、被災時に応援要員を派遣してもらうように取り決めをしておく	-	1ヶ月～
4		OB社員に対し、被災時に業務を支援してもらうように取り決めをしておく	-	1ヶ月～

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-2. 事業継続力強化に資する対策及び取組 - B

災害発生後も事業を継続するために、モノ（設備・機器及び装置の導入）に関する対策をあらかじめ検討します。

記載例

B	事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	＜現在の取組＞ ・現在、具体的な対策は行っていない。 ＜今後の計画＞ 当社は、●●の重要な部品を製造しているため早期普及が取引先などから求められていることから以下の取組を図り、●●の製造の事業継続を図れる体制を構築することを目的としている。 ・停電の発生に備えて、無停電装置及び自家発電設備を導入する。 ・水道の停止に備えて、近くを流れる川から水を汲み上げるポンプを備蓄する。 ・工場及び倉庫の開口部に止水板を設け、床上1 mまでの浸水被害を免れるようにする。 ・揺れによる生産設備の損傷を防ぐため、簿価500万円以上の生産設備の全てに、免震装置及び非常時の緊急停止装置を備える。 ・他地域の自社工場において代替生産ができるよう、社内の製造設備の金型や作業工程の標準化を進める。これらの取組のため、被災事業所分の生産をカバーするため、〇〇の生産ラインを増強する。 ・主要取引先である大手B株式会社と連携し、生産設備に被害が及んだ場合は、同社の生産設備を借り、生産を継続する。 【税制優遇の対象となる設備導入を予定している場合】 当該設備について、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを記載する。 ◆記載例 ・災害として水害が想定されるため、主要な生産設備を保護するため、〇〇工場入口に止水板を設置する。 ・災害発生時の停電を想定して、自家発電設備を導入し、事業継続を図る。なお、全てのラインを稼働させることは困難であるため、平時の2割のラインを稼働させるに必要な電源を3日間確保するための自家発電設備を導入する。 【日本政策金融公庫の融資を利用する場合】 ・融資を受けて、具体的にどのような設備、機器を導入するか記載すること。後述の「5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」にも必ずこれらの取組について概要（導入する設備・機器）を記載すること。
---	-------------------------	--



考え方

- ① 「現在の取組」に現在自社で行っている「モノ」に関する取組を記載してください。
- ② P30で検討した自社の「脆弱性」を確認してください。次頁以降を参考に自社の脆弱性に対する必要な対応策を検討し、「今後の計画」に記載してください。

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-2. 事業継続力強化に資する対策及び取組 - B

災害発生後も事業を継続するために、モノ（設備・機器及び装置の導入）に関する対策をあらかじめ検討します。



考え方（前ページの続き）

- ③ 平時から利用できるものを活用していくことも重要です。
- ④ 余裕のある事業者は、以下の観点から追加で対応策を検討し、記載してください。
 - ・ 事業の継続に必ず必要なモノは何でしょうか。
 - ・ 上記で考えたモノに対して、地震（揺れへの対策）や水害（設備の設置場所など）への備えは十分でしょうか。
 - ・ 建物の損傷、電気・ガスといった社会インフラの停止に備えた対策も行っていますでしょうか。
 - ・ 設備、建物だけでなく、原材料の保管場所に対する災害対策も行っていますでしょうか。



注意

- ✓ 「事業継続力強化に資する対策及び取組」欄はA～Dの内一つ以上、記載が必要です。事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、自社の事業継続上必要な項目や、対策が十分ではない事項を検討しましょう。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-2. 事業継続力強化に資する対策及び取組 - B



注意

- ✓ 事業継続力の強化に向けて、設備を導入する場合は、税制優遇（特別償却20%）が受けられます。（詳細はP53,54,65,66を参照ください）
- ✓ 税制優遇の対象となる設備の一覧は、P54の表に記載されている通りですが、計画における目標の達成に真に必要な設備であること、またその数量が適切であること及び、内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けた設備が対象です。
- ✓ 税制優遇を受ける場合は、本項目（3（2）B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入）に、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを、また、「3(3)事業継続力強化設備等の種類」に設備の名称や所在地等を、「5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に用途や資金調達方法を記載する必要があります（P53、60参照）。
- ✓ 日本政策金融公庫の低利融資等の金融支援を受ける場合は、本項目（3（2）B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入）に、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを、また、「5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に用途・用途や資金調達方法等を記載する必要があります（P60参照）。

参照：税制優遇 P65

金融支援 P63

3(3)事業継続力強化設備等の種類 P53

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 P60

3. (2) 単独型計画策定のポイント

事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入の例

ここでは事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策例を掲載いたしました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	インフラ代替手段が未整備である	〇〇川からの採水に向け、ポンプを備蓄する	15,000円 ~/個	1週間～
2		〇〇にある井戸を利用可能な状態で維持する	125,000 円～ (ポンプ 交換費 用)	1ヶ月～
3		停電に備え、〇〇を設置する ※災害対策本部に必要な照明設備、充電用モバイルバッテリー、事業継続に必要な蓄電器・発電機など	数十万円/ 個～ (発電機)	1週間～
4		ITが利用できない場合に備え、代替手段として〇〇を実施する ※手書き伝票での対応など	-	1週間～
5	耐震対策が十分でない設備がある	〇〇の固定状況、耐震対策の状況を確認し、必要に応じて固定または免震装置を導入する ※棚、什器、机、パソコン、モニターなど	1,000円 ~/個 (固定器 具)	1週間～
6		〇〇の耐震性能を診断する。耐震性能が不足している建物は耐震補強工事を実施する ※本社ビル、工場など	数十万円 ～ (耐震補 強工事費 用)	3ヵ月～
7		〇〇にあるガラスに飛散防止策を実施する	2,000円 ~/シート	1週間～
8		〇〇に、落下対策を実施する ※照明、つり天井など	1,000円 ~/ワイ ヤー	1週間～
9	出火する可能性のある電機設備がある	感震ブレーカーを設置する	3,000円 ~/個	1日～

3. (2) 単独型計画策定のポイント

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
10	高所から重量物が落下する可能性がある	重量のある〇〇は棚の下部で保管し、高所で保管しない	-	1日～
11	二次災害の可能性のある設備がある	二次災害の危険性がある〇〇に自動停止機能を設置する ※ボイラーや火気設備など	数十万円～	3ヵ月～
13	浸水対策が十分でない建物がある	敷地外周に〇〇などを設置し、敷地内に水が流入しないようにする ※コンクリート塀など	50,000円～ (3㎡のブック塀)	3ヵ月～
14		〇〇を定期的に掃除する ※排水溝など	-	1日～
15		〇〇などの開口部に防水板を設置する ※建物出入口、通気口など	10,000円～/枚	3ヵ月～
16		重要設備（受変電等）や在庫品に〇〇などの防水措置を実施する ※周囲に防水堤を設け周りを囲う、架台を高く作り上方へ持ち上げる	数十万円～	3ヵ月～
17		設備ピット下部に釜場を作り、排水ポンプを設置する	100,000円～/個	3ヵ月～
18		排水溝・排水管の径を拡大する	数十万円～	3ヵ月～
19		雨漏り箇所を確認し、〇〇などの対策を実施する ※防水材の導入、業者への修理依頼など	3,000円～/シート (防水シート)	1週間～

〇手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

〇手続きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
20	物品の保管場所が浸水対策の面で不適切である	棚にある〇〇を高い位置に上げておく ※貴重品や重要書類、電化製品など	-	1週間～
21		敷地内の周囲より窪んでいる箇所に商品などを保管・仮置きしない	-	1日～
22	自社設備が使用不可になった場合に業務継続が不可になる	遠隔地の同業者である株式会社〇〇と、災害時の相互応援協定（例えば同業者にて代替生産を行うことや、復旧に向けた支援を行う）を締結する	-	3ヵ月～
23		株式会社〇〇にて代替生産を行うため、〇〇を実施する ※手順書の整備、設備の共有、訓練など	-	3ヵ月～
24		建物・設備が利用できない状況に備え、XX工場で代替生産ができるように〇〇を実施す。 ※設備の改修、作業工程や金型の標準化など	-	3ヵ月～
25	取引先が被災した場合に自社の業務継続が困難になる取引先がある	重要な業務に関する取引先に対しては、〇〇を要請する ※事前対策の策定、防災対策の充実など	-	3ヵ月～
26	事業に必要な資源の調達先を把握していない	事業に必要な資源（設備、資材、燃料）の調達先リストを作成する	-	1週間～
27	備蓄品が未整備である	災害発生直後から活動する従業員数（対策本部要員）を基に、備蓄しなければならない物資・量を検討、準備する ※仮設・簡易トイレ、浄水器、飲料水、食料、毛布、保温シート、カセットコンロ・ボンベ、ラジオ、TV、救急セット	携帯トイレ 500円～/個 ポータブル水洗トイレ 30,000円～/個	1週間～

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-2. 事業継続力強化に資する対策及び取組 - C

災害時には、資金調達が困難となる可能性もあります。平時から、災害時の資金調達方法を検討しておくことが重要です。

記載例

C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	<現在の取組> • 現在、火災保険に加入している。火災保険の対象範囲は、建物のみ契約である。 • 現状、火災保険の対象外となっている生産設備や在庫に被害が生じた場合に補償が受けられないことに加え、水災や地震が発生した際は保険が適用されないことから、資金調達が困難となることが想定される。
		<今後の計画> • 現在加入している火災保険について、水災補償特約を加えるほか、生産設備や在庫も保険の対象範囲に追加する契約とする。 • 地震が発生した際に緊急融資が受けられるよう、地元のC銀行の担当者及び商工会の経営指導員と日々コミュニケーションを取る。



考え方

- ① 災害時には、A) 早期復旧ができない場合、事業再開までの運転資金の確保、B) 建屋・設備が被災した場合、修繕・新築・新設に必要な設備資金が必要となります。
- ② 自社の現在の1) 資金状況、2) 保険・共済の活用状況、3) 金融機関との協議状況などを考慮しながら、今後、取り組むべき対応策を検討してみましょう。事業活動を継続するための資金の調達手段の確保例はP50に記載しています。
- ③ 資金の確保手段を検討する際は、以下の点も合わせて検討することが考えられます。
 - ・ ハザードマップ等を通じ、自社にどれぐらいの被害が想定されそうでしょうか。
 - ・ 運転資金の確保、復旧費用など、どの程度の資金が必要になりそうでしょうか。
 - ・ 保険の対象範囲をしっかりと把握していますでしょうか。
 - ・ 災害時に資金の不足が見込まれる場合、誰に相談しますでしょうか。



注意

- ✓ 「事業継続力強化に資する対策及び取組」欄はA～Dの内一つ以上、記載が必要です。事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、自社の事業継続上必要な項目や、対策が十分ではない事項を検討しましょう。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

計画認定後利用可能な支援措置の例

1. 金融支援

一定の条件を満たすことにより（※）、下記の様な金融支援を受けることが可能です。

- ① 日本政策金融公庫による低利融資
設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることが可能です
※融資のご利用にあたっては、別途審査が必要となります。
- ② 中小企業信用保険法の特例
信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証等が受けられます

※適用対象者等の詳細は、「金融支援 P.63」を参照ください



注意点

- ✓ 金融支援や税制優遇を受ける場合、「3（2）B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入（P42）」にどのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを、また、「5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に使用・用途や資金調達方法等を記載する必要があります（P60参照）。
- ✓ 税制優遇を活用する場合は、更に P53「3-(3)事業継続力強化設備等の種類」に明記する必要があります。

参照：金融支援 P63

税制優遇 P65

5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 P54

3. (2) 単独型計画策定のポイント

事業活動を継続するための資金の調達手段の確保例

ここでは事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策例を掲載いたしました。どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	資金面の想定被害を把握していない	ハザードマップなどを基に、 ①自社の建物や設備にどの程度の被害額（復旧に必要な金額）が生じるか ②代替生産のための費用、休業中の従業員への給与、買掛金の支払い等 どの程度の資金が必要かを想定する	-	1ヶ月～
2	現預金や保険の加入状況を把握していない	現預金や保険の加入状況（対象災害の種類、対象設備、補償金額など）を確認する。想定される被害金額から不足する場合は、保険会社、金融機関、商工会議所等に相談の上、追加策を検討する	-	1ヶ月～
3	建物や設備損壊等への補償が不十分である	建物や設備損壊等への補償が不十分と想定した場合、地震保険や地震共済への加入を検討する	保険内容により異なる	1ヶ月～
4	災害直後の運転資金に対する補償が不十分である	災害直後の運転資金に備え、休業中の利益を補填する保険（損失利益補填保険）※1や、融資枠の確保（災害対応型コミットメントライン）※2を行う ※1：災害に起因する事業停止等による喪失利益を補償する保険 ※2：災害発生等を条件に、あらかじめ定めた極度額や金利条件等での借り入れが可能な融資制度	内容により異なる	1ヶ月～
5	融資について、災害時の免除特約等の条項を考慮していない	新規の融資に際しては、災害時元本免除特約付融資での借り入れを検討する ※災害時元本免除特約付融資：あらかじめ定めた基準に抵触する災害発生時に、元本の全部または一部が免除される特約付融資	内容により異なる	1ヶ月～
6	事業停止に備えた、共済などへの加入を実施していない	事業停止に備えて、小規模企業共済に加入する 小規模企業共済：小規模企業対象の積立型共済。災害以外にも傷病時や貸倒時等に低金利での貸し付けを利用可能	内容により異なる	1ヶ月～
7	資金の積み立て未実施により、災害時に使える現金がない	〇〇により計画的な資金の積み立てを行い、災害時の際の現預金に厚みを持たせる ※定期預金 積立型預金 株や債券への長期分散投資	内容により異なる	1ヶ月～

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-2. 事業継続力強化に資する対策及び取組 - D

災害発生後も事業を継続するために、情報（重要情報の保護等）に関する対策をあらかじめ検討します。

記載例

D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	<現在の取組> ・ 現在、具体的な対策は行っていない。 <今後の計画> ・ 顧客名簿や帳簿について、電子化し、クラウド上のサーバーに保管する。 ・ 事業所内の設備を記録するため、毎月1日に事業所内の写真を撮る。
---	-------------------------	---



考え方

- ① 「現在の取組」に現在自社で行っている「情報」に関する取り組みを記載してください。
- ② P30で検討した自社の「脆弱性」を確認してください。次頁以降を参考に自社の脆弱性に対する必要な対応策を検討し、「今後の計画」に記載してください。
- ③ 平時から利用できるものを活用していくことも重要です。
- ④ 余裕のある事業者の方は、以下の観点から追加で対応策を検討し、記載してください。
 - ・ 社内の重要情報は何かありますか？
 - ・ 重要情報は、どこにどのような形態（紙、サーバー、個人PCなど）で保管されていますか？
 - ・ データのバックアップ、バックアップ媒体の遠隔地保管など、災害時にも情報が消失しない、または利用を継続するための対策を行っていますか？
 - ・ サーバーに対する免震装置の導入は、税制優遇の対象です。詳細はP54を参照ください。



注意点

- ✓ 「事業継続力強化に資する対策及び取組」欄はA～Dの内一つ以上、記載が必要です。事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、自社の事業継続上必要な項目や、対策が十分ではない事項を検討しましょう。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

事業活動を継続するための重要情報の保護例

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	情報設備の設置場所が浸水対策の面で不適切である	(事業所が川、海岸沿い、低地など、水害の危険性が高い場合) 水害に備え、〇〇を2F以上に設置する ※電源装置、配電盤、各種電子機器、サーバールーム、金庫、重要書類など	-	1ヵ月～
2	データのバックアップを実施していない	データのバックアップを〇〇の頻度で取得する ※毎年、毎月、毎日など	数万円～/月 (クラウドサービス)	1週間～
3	バックアップデータを近隣の施設で保管している	バックアップデータについて、〇〇などにより、同時に被災しないような仕組みを構築する ※遠隔地への保管、クラウドサービスの利用など	数万円～/月 (クラウドサービス)	1週間～
4	リモート業務環境が未整備である	クラウド環境を利用し、通常時とは異なる拠点からのシステム利用を可能とする。	数万円～/月 (クラウドサービス)	1週間～
5	災害対策に関わる情報を人的ネットワーク構築の未実施により取得できていない	〇〇の定例会に参加し、災害対策の情報交換と、緊急時に備えた相互支援のための人的ネットワークの構築を実施する ※同業者組合、業界団体など	-	3ヵ月～

〇手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-(3). 事業継続力強化設備等の種類

税制優遇を受けるため、導入する設備等の詳細を記入します。
※税制優遇を活用しない場合は記載不要です。

記載例

	(2) の項目	取得年 月	設備等の名称／型式	所在地
1	B	R2.5	大型自家発電設備／METI01	●●県／××市〇〇—〇—〇
2	B	R2.6	制震装置／METI02	●●県／××市〇〇—〇—〇
3	B	R2.7	排水ポンプ／METI03	●●県／××市〇〇—〇—〇

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1	機械装置	2,000	1	2,000
2	器具備品	700	1	700
3	機械装置	1,500	2	3,000

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	✓



考え方

- ① 事業継続力強化設備等について租税特別措置の適用を受けようとする場合には、計画に基づき導入を予定している事業継続力強化設備等について必要事項を記入してください。
- ② 「(2)の項目」欄には、「3-(2)事業継続力強化に資する対策及び取組」のA～Dのどの項目に対応するものなのかを記載します。
- ③ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備は対象外とされているため、これらに該当しないことを確認し、チェックを付けてください。



注意点

- ✓ 税制優遇の対象設備についてはP54をご確認ください。
- ✓ 本欄に記載した設備は「3 事業継続力強化の内容」>「(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組」>「B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」及び、「5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及び調達方法」にも記載してある必要があります。
- ✓ 「設備等の種類」欄につきましては、必ず税理士等の判断を受けてから記載いただきますようお願いいたします。

参照：税制優遇対象設備 P54

3. (2) 単独型計画策定のポイント

税制優遇を受けられる設備一覧

中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第23条の規定に基づき、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、以下に掲げるものが対象となります。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

・本税制の対象となる設備は、上の表に該当するもののうち、計画における目標の達成に真に必要な設備であること、またその数量が適切であること及び、内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けた設備が対象です。

※ただし、上記の要件を満たす設備であっても、以下の①又は②に該当する設備は対象外となります。

①消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき設置が義務づけられている設備

②中古品、所有権移転外リースによる貸付資産

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-(4). 事業継続力強化の実施に協力する者の名称等 (1/2)

事業継続力強化を進めるにあたって中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による働きかけや支援を受ける場合、記載します。

記載例

名称	A株式会社
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	・ 自然災害時の事前対策の取組強化について、両社間の具体的な協力の在り方を検討・決定する。

名称	B株式会社
住所	〇〇県〇〇市…
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	・ 自然災害に備えた事前対策の取組強化について、技術的な助言を受けるほか、自社の生産設備に支障が生じた場合、同社の生産設備を借りて、代替生産を行うことについて、検討・決定する。

名称	C銀行
住所	〇〇県〇〇市…
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	・ 被災時において、最大〇〇万円までの緊急融資を受けられる契約を結んでおくとともに、〇〇県信用保証協会のセーフティネット保証を活用することについて、事前に協議を行う。 ・ コミットメントラインや事前融資予約などについても、今後協議を進める。



考え方

- ① 中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による取組がある場合、名称や住所、協力の内容を記載します。
- ② ①のような事業者・団体がいない場合、記入はせず空欄のままにします。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-(4). 事業継続力強化の実施に協力する者の名称等 (2/2)



協力内容の具体例

例えば、以下のような協力が考えられます。

- サプライチェーンにおける親事業者が行う、下請け中小企業者へのセミナー等を通じた普及啓発、事業継続力強化に向けた取組の支援、下請協力会や業界単位での取組の支援 等
- 損害保険会社が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組への支援、個々の中小企業者が抱えるリスクの種類・規模や事前対策によるリスク低減効果を反映した保険引き受け条件の設定、地方公共団体等との連携による支援 等
- 政府系金融機関、地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域金融機関が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組を支える資金の融資、地方公共団体等との連携による支援 等
- 地方公共団体が行う、事業継続力強化計画の認定制度の活用促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定支援、事業継続力強化計画と連動する補助金・制度融資等の独自のインセンティブ措置の実施 等
- 商工会及び商工会議所が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、会員事業者が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等発生時の被害状況の把握及び地方公共団体への報告 等
- 中小企業団体中央会が行う、組合を通じた、リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、組合員企業が有する事前対策に関する知見の共有 等

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-(5). 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

事業継続力強化に当たっては、単に計画を策定するだけでなく、自然災害等が発生した場合の実効性も求められます。災害時に使えるような計画にするための取組を検討しましょう。

記載例

計画の推進及び訓練・教育については、代表取締役社長の指揮の下、実施する。社内の管理職全員で組織する「防災・減災対策会議」(年2回開催)において、具体的な取組を検討・決定する。毎年5月を目処に、全社員参加の訓練を実施することとし、訓練に合わせて、社員への教育も実施する。また、実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する。



考え方

- ① 実効性を確保するために、平時から行う取組を検討します。
- ② 以下の3点全てについて、自社の取組を検討し、必ず記載してください。
 - ・ 平時の取組推進について、経営層の指揮の下実施する体制を整える。
 - ・ 年1回以上、訓練や教育を実施する体制を整える。
 - ・ 年1回以上、事業継続に向けた取組内容の見直しを計画する。
- ③ 平時の体制を活用することも有効です。
 - ・ 例えば、製造工程の安全操業のための工程安全管理委員会を設置し、月1回見直し会議を回っている場合、当該会議に災害対策を追加するなど。



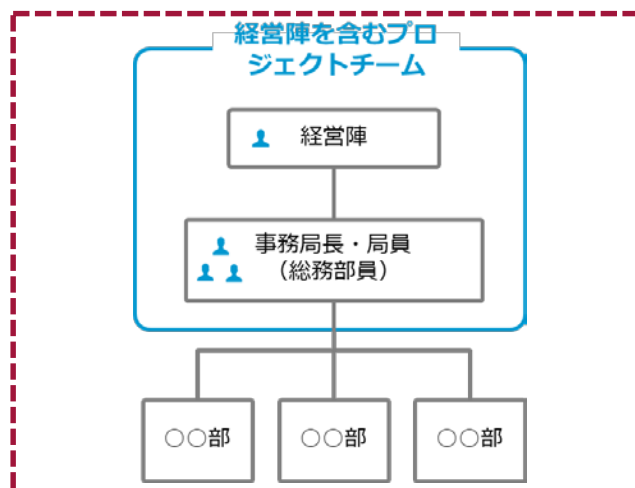
注意点

- ✓ 実効性の確保には、経営層の関与が必要不可欠です。必ず、経営層のコミットメントについて記載してください。

3. (2) 単独型計画策定のポイント（実効性の確保に向けて）

推進体制の構築

- ✓ 事業継続力の強化は、トップによる強いリーダーシップの下で推進することが必要です。
- ✓ 経営者またはそれに準ずる者を責任者として任命し、体制を構築します。



訓練・教育の実施

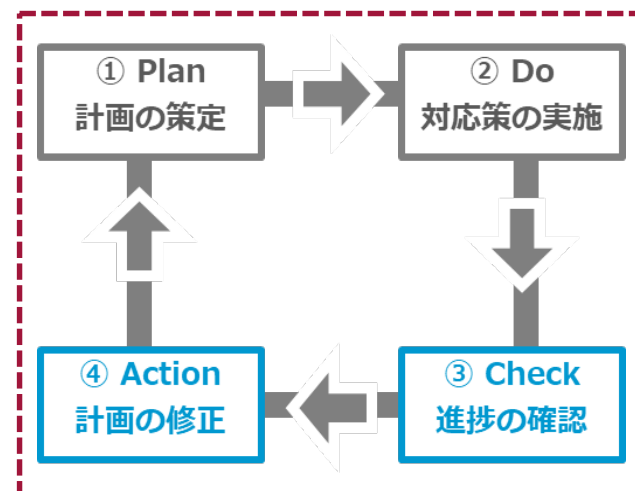
- ✓ 事業継続力強化計画の考え方や内容が社内で浸透するためには、定期的な訓練や教育が必要です。
- ✓ 事業継続力強化に特化した会議の他、日頃から事業継続力強化について意見交換を図ることが望まれます。

教育活動の例

- 毎年1回以上、経営者が従業員に対して事業継続力強化計画の進捗状況や問題点を説明する
- 従業員各自が計画の取組状況や役割分担の定期的な確認を行う
- 策定した計画のポイントに関する社内研修会を実施する
- 計画の内容等に関する社内掲示を実施する
- 毎月の役員会議や全社勉強会などの際に、短い時間でも構わないので計画に関する報告の時間を作る

計画の見直し

- ✓ 計画の見直しについては、①業務変化への対応、②事業継続力強化計画の見直し、という二つに分けられます。
- ✓ それぞれ二つの視点から計画の見直しをする責任者や見直しの時期をあらかじめ定めておくことが重要です。



0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

4. 実施時期

本計画の実施時期を記載します。

記載例

4 実施時期
2019年 9月 ~ 2022年 8月



注意点

- ✓ 実施期間について、3年以内の取組であることを確認してください。
- ✓ 状況に変化が生じた場合には、計画に記載した実施期間を待たず、計画内容の見直しを検討してください。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

5. 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及び調達方法

事業継続力強化に係る対策について、必要な資金の額とその調達方法を記載します。特に設備導入のため税制優遇や金融支援を受ける場合、必ずここに記載してください（日本政策金融公庫の低利融資を使う場合はその旨明記する）。

記載例

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
事前対策	設備の復旧費用の支払い	当該設備にかかる損害保険への加入	1,000
事前対策	従業員への給与の支払い	C銀行からの融資	500



考え方

- ① 計画に記載された事業継続力強化設備等の導入等、事業継続力強化に資する対策及び取組を確実に遂行するために必要な資金の額を検討したうえで、その調達方法を「資金調達方法」欄に記載してください。
- ② 「何の目的で」、「どのような使い方をするのか」を「使途・用途」欄に簡潔に記載してください。



注意点

- ✓ 設備等の導入に係る資金調達の場合は、上記考え方②に合わせて「3 (2) 事業活動強化に資する対策及び取組-B」（P42参照）にも記載されている必要があります。
- ✓ 「3 (3) 事業継続力強化設備等の種類」に記載し、税制優遇を利用して強化設備等の導入を予定している場合には、上記の欄に、強化設備等の導入時の資金調達方法を具体的に記載し、かつ「3 (2) 事業継続力強化に資する対策及び取組B」にも記載する必要があります。
- ✓ 日本政策金融公庫の融資等の金融支援を受けて設備導入を予定している場合、本欄に加え3(2)Bの対策として、誰がどのような目的でどのような設備導入を行うか具体的に記載されている必要があります。

参照

- 3 (2) . 事業活動強化に資する対策及び取組 - B P42
3 (2) . 事業活動強化に資する対策及び取組 - C P48

3. (2) 単独型計画策定のポイント

〇手続きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

6. その他

関係法令の遵守等、その他必要事項を確認し、該当するものにチェックを付します。

記載例

(1) 関係法令の遵守(必須)

確認事項	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)に抵触する内容は含みません。	✓

(2) その他事業継続力強化に資する取り組み(任意)

確認事項	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	✓
ISO 22301認証(※2)を取得しています。	✓
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	✓

注意点

- ✓ (1) 関係法令の遵守については、チェックが必須となっております。内容を確認の上、チェックを付けてください。
- ✓ (2) その他事業継続力強化に資する取組については、チェックは任意となっております。該当する取り組みがあれば忘れずにチェックを付してください。
- ✓ 本計画の申請時には、別途資料(例えば既に策定されているBCPやレジリエンス認証制度の申請書、ISO22301認証の申請書等)を添付し、参照することが認められてます。
- ✓ 参照する場合は、計画一式を添付する必要はなく、認定審査を容易にできるよう該当箇所を明示しておく必要があります。

4. ご利用可能な支援措置

4. (1) 金融支援

各種金融支援の概要

① 日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができます。（融資のご利用にあたっては、別途日本政策金融公庫の審査が必要となります。）

貸付金利

(※1)

設備資金について、基準利率から0.9%引下げ（運転資金については基準利率）

(※1) 信用リスク・貸付期間などに応じて所定の利率が適用されます。

貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）(※2)

国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）

(※2) 設備資金において、0.9%の引下げが適用となるのは、貸付限度額のうち2億7千万円までです。

貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内）

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の低利融資制度がご利用いただけます。

具体的な融資条件等は、同公庫にお問い合わせください。

② 中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

補償限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円⇒4億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

事業継続力強化計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も事業継続力強化計画の実行にあたり、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

④ 日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者（国内親会社）の海外支店又は海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫による債務の保証を受けることが出来ます。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5,000万円

○融資期間：1～5年

4. (1) 金融支援

適用手続き

各種金融支援のご活用を検討している場合は、事業継続力強化計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。

※①～④の番号は上記の各種金融支援番号と一致しています。

番号	機関の名称／問い合わせ窓口	電話
①④	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120 - 154 - 505
①'	沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 中小企業融資第一班・中小企業融資第二班	098 - 941 - 1785 098 - 941 - 1795
②	(一社) 全国信用保証協会連合会 各都道府県の信用保証協会	03-6823-1200 各都道府県の信用保証協会
③	東京中小企業投資育成株式会社 (新潟・長野・静岡以東の18都道府県に本社を置いている企業)	03-5469-1811 (代)
	名古屋中小企業投資育成株式会社 (愛知・岐阜・三重・富山・石川の5件に本社を置いている企業)	052-581-9541 (代)
	大阪中小企業投資育成株式会社 (福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県に本社を置いている企業)	06-6459-1700 (代) (九州支社：092-724-0651)

適用対象者

事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を取得した中小企業者が対象となります。

認定を受けられる「中小企業者の規模」

(中小企業等経営強化法
第2条第1項)

業種分類		中小企業等経営強化法 第2条第1項の定義	
		資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他*		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政 令 指 定 業 種	ゴム製品製造業**	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します

** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

4. (2) 税制優遇

制度の概要

中小企業防災・減災投資促進税制では、認定された事業継続力強化計画に従って取得した一定の設備等について取得価額の20%の特別償却が適用できます。

適用対象者

※ 平成31年4月1日以降に開始する事業年度から適用される中小企業者について記載しています。

青色申告書を提出する中小企業者等で（注）、中小企業等経営強化法第50条第1項又は第52条1項の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者です。

（注）中小企業者等とは

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

※ただし、以下の法人は対象外

- ①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人

- 事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商店街振興組合
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

適用期間

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和3年3月31日まで

※ 期間内に対象設備を取得又は製作若しくは建設し、事業の用に供することが必要です。

4. (2) 税制優遇

対象設備 (再掲)

中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第23条の規定に基づき、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものが対象となります。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

適用手続

(1) 事業継続力強化計画の認定を受けた後、設備の取得及び事業の用に供してください。

(2) 税務申告の際は、「対象設備の償却限度額の計算明細書の添付」が必要となります。

※認定通知書及び認定を受けた計画の写しについても、税務調査等の際に必要となりますので、大切に保管してください

※ 本税制の適用にあたっては、税理士又は最寄りの税務署等にお問合せください。

5. よくあるご質問

5. よくあるご質問

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

（１）計画申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか。

- 標準処理期間は４５日です。申請書に不備がある場合は、各地方経済産業局からの照会や申請の差戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。必ず余裕を持った申請をお願いします。

（２）設備を取得し税制優遇を受ける際の、手続きの基本的な流れを教えてください。

- （連携）事業継続力強化計画の認定を受けた後に、対象設備を取得するのが必須の流れとなります。各種の手続きには一定の時間を要しますので、設備投資の検討に際してはご留意いただき、早めにお問い合わせください。

（３）計画について、どのような取組をすればよいかわからない場合、基本方針や作成指針、及び申請の手引きの記載例などを参考に計画を策定してもよいのでしょうか。

- 基本方針や作成指針、記載例は、計画の検討にあたりどのような取組を行えばよいかの一事例として示しているため、これらを参考としていただいてもかまいません。また、社内で検討して必要な取組をおこなっていただいてもかまいません。

（４）計画について、申請書の全ての事項について記載する必要があるのでしょうか。

- 任意事項については、自社にとって必要な対策・取組の場合のみ記載していただくこととなります。

（５）災害発生時に計画を実効できなかった場合、（連携）事業継続力強化計画の認定は取り消されますか。

- （連携）事業継続力強化計画に基づいて災害時に計画を実行できなかったことをもって認定を取り消すことはありません。しかし、あまりにも計画と乖離していた場合（導入した自家発電設備等を災害時において使用しなかった等）は、中小企業等経営強化法第51条第2項、又は第53条第2項に基づき、認定を取り消すことがあります。

（６）事業継続力強化計画の「３（３）事業継続力強化設備等の種類」及び連携事業継続力強化計画の「５ 事業継続力強化設備等の種類」の記載と支援措置の関係を教えてください。

- 中小企業防災・減災投資促進税制について、（連携）事業継続力強化計画の申請時点で利用を想定する設備を記載してください。

5. よくあるご質問（税制含む）

（7）認定を受けた事業者について、事業者名などが公表されることがあるのでしょうか。

- （連携）事業継続力強化計画の認定を受けた事業者については、中小企業庁のHPにおいて事業者名、住所等を公表します。
※計画の内容については公表いたしません。

（8）認定を受けたあと、事業継続力強化設備等を追加したい場合はどうしたらいいですか。

- 設備を追加する変更申請をしてください。「様式第21（連携事業継続力強化計画は様式第23）」の「認定（連携）事業継続力強化計画の変更に係る認定申請書」をご利用ください。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、中小企業等経営強化法第50条第3項（連携事業継続力強化計画は第52条第3項）の認定基準に照らし、認定を受けた（連携）事業継続力強化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

（9）（連携）事業継続力強化計画は、どこに申請すれば良いでしょうか。

- 事業継続力強化計画を作成した中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局にご提出ください。
- 連携事業継続力強化計画については、代表する企業が所在する経済産業局に申請してください。

（10）事業継続力強化計画と、連携事業継続力強化計画の両方を申請し、認定を受けることは可能なのでしょうか。

- 計画の申請は可能ですが、それぞれの計画に基づいて防災・減災対策を行えるような取組である必要があります。

（11）事業継続力強化認定ロゴマークが公表されていますが、どのような場合、当該ロゴマークを使用できるのでしょうか。

5. よくあるご質問（税制）

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

- ▶ 本ロゴマークは、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業及び、連携事業継続力強化計画を共同で実施する大企業等においては、認定をもってロゴマークの使用が可能となります。その際は以下URLに記載されている「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約」を必ず、ご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

- ▶ 一方、認定を得ずとも本制度の周知等広報の目的でロゴマークを使用したい場合や経済産業省に「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約同意書」を提出する必要があります。

（12）税制の優遇を受ける場合、申請書の「事業継続力強化設備等の種類」に記載しないと税制優遇は受けられないのでしょうか。

- ▶ 当該欄に税制優遇を受けようとする設備等を必ず記載する必要があります。
- ▶ 事業継続力強化に資する対策及び取組の該当する対策に、当該設備を活用して、どのような目的で、どのような対策のために使うかを必ず記載する必要があります。

（13）事業継続力強化計画は、いつまでに認定申請すればよいですか。

- ▶ 計画認定自体には特に期限がありませんが、設備を取得する計画の場合必ず設備の取得前に計画の認定を受けることが必要です。

（14）一連の設備投資において、すでに一部の投資が完了している場合（止水板を4つ購入する計画において先行して一つ購入した等）、申請することは可能でしょうか。

- ▶ 完了した投資分を除いて、今後行われる設備投資分の効果を適切に算定できる場合は可能です。但し、上記の様なケースでは、残り3つの止水板が計画上必要かつ適切な個数であることについて経済産業大臣の認定を得る必要があります。

（15）事業継続力強化設備等を認定より前に取得してしまった場合は、中小企業防災・減災投資促進税制を利用することはできないのですか。

- ▶ 事業継続力強化設備等は、計画認定後に取得することが必須です。計画認定前に取得した設備は対象外となりますので、ご注意ください。

（16）取得とは、具体的にどのタイミングを指しますか。

- ▶ 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入したこと（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署にご確認ください。

5. よくあるご質問（税制）

（17）設備を共有する場合は、どのような扱いになりますか。

- 設備に設定している共有持分に基づき、資産計上している資産の取得価額が対象となります。
- 連携事業継続力強化計画においては、各中小企業者が共有持分に基づき、資産計上している資産の取得価額が、各中小企業者の特別償却の対象となります。

（18）税務申告時に必要となる書類を教えてください

- 税務申告の際は、「対象設備の償却限度額の計算明細書の添付」が必要となります。
※認定通知書及び認定を受けた計画の写しについても、税務調査等の際に必要となりますので、大切に保管してください。

（19）中古品は対象となりますか。

- 中古品は対象となりません。

（20）購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となりますか。

- ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については対象外となります。また、オペレーティングリースについても本税制の対象外となります。

（21）自ら作って固定資産計上する設備も対象となりますか。

- 取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。

（22）自社で製作した設備を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まれますか。

- 自社で製作した設備の取得価額算出には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。

（23）取得価額の範囲には、どのような費用が含まれますか。

- 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額となります。

5. よくあるご質問（税制）

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

（24）取得価額の判定は、消費税抜、税込みどちらでするのでしょうか。

- 取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。

（25）単品の取得価額は、どのように判定するのでしょうか。

- 機械及び装置又は器具及び備品の一台又は一基の取得価額が100万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定しますが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができますので、「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。個別のケースについて判断に迷われる場合は、所轄の税務署にお尋ねください。

（26）設備取得の際に、国又は地方公共団体から補助金を受けた設備であり、かつ圧縮記帳前は最低取得価額を上回っていますが、圧縮記帳後は最低取得価額を下回ってしまう場合、本税制措置は使えますか。

- 法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。取得価額の判定は圧縮後の金額でされるため、対象にはなりません。（固定資産税については、圧縮記帳前の金額が取得価額となります。）
- 同様に、「積立金方式」を用いた場合も、税務上の取得価額は補助金額等を差し引いた価額となります。また、補助金の交付年度が翌事業年度になる場合においては、予定交付額を差し引いた価額が特別償却対象金額となります。
- また、補助金側に併用を制限する場合がありますのでご注意ください。

（27）導入する設備について、どの種類の減価償却資産（機械装置、器具備品等）に該当するのでしょうか。

- 個々の設備について、機械装置や器具備品等、どの資産として計上するかは、事業者の判断となります。社内の経理担当及び税理士にご確認いただき、個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

（28）他の税制との重複適用は可能ですか。

- 同じ減価償却資産で2以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできません。

5. よくあるご質問（税制）

（29）親会社が一括で調達した設備を、親会社から引き渡しを受けた子会社が税制の適用を受けることは可能でしょうか。

- 子会社で新規に取得等をした設備が対象となるため、当該子会社が税制の適用を受けることが可能です。

（30）これらの支援措置は業種問わず利用することは可能でしょうか。

- 中小企業防災・減災投資促進税制において、特に業種の限定はありません。

（31）防災・減災に係る機能を持たない設備は税制優遇を受けられないのでしょうか。

- 中小企業防災・減災投資促進税制は、あくまでも中小企業の防災・減災に係る機能を有する設備の導入の促進を目的とした税制であるため、例えば、中間財の分散保管のために倉庫に設置される棚であっても、その棚が一般的な棚で防災・減災に係る機能を直接持たない設備は、優遇措置の対象にはなりません。

（32）設備の修繕等を行った場合も対象となりますでしょうか。

- 設備の修繕等は対象となりません。

6. ホームページ・問い合わせ先

<ホームページ>

事業継続力強化計画による支援

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

(中小企業庁HP → 経営サポート → 経営安定支援・BCP
→ 事業継続力強化計画)

<問い合わせ先>

○事業継続力強化計画について（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

中小企業庁	事業環境部 経営安定対策室	03-3501-0459
北海道経済産業局	産業部 中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局	産業部 中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局	産業部 中小企業課	048-600-0321
中部経済産業局	産業部 中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局	産業部 中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局	産業部 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局	産業部 中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局	産業部 経営支援課	092-482-5592
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755